

弁護士会照会の 活用法

金融機関に対する全店照会

調査室囑託 梶原 秀史 Kajiwara Hidefumi (66期)



弁護士会照会（23条照会）による全店照会は、金融機関に対して債務者名義の口座の有無、支店名や預金残高等の回答を求めるものであり、債務者の財産調査として非常に有用な手段です。

民事執行法の改正により第三者からの情報取得手続が新設され、同手続によって金融機関から債務者名義の口座情報を取得できるようになりました。しかし、同手続では裁判所から債務者への通知があるため（民事執行法第208条第2項）、債務者に知られることなく財産調査を実施したい等といった理由から、23条照会での全店照会の件数も依然として増加傾向にあります。

全店照会の照会先としては、3大メガバンク、ゆうちょ銀行、債務者の住所に本店所在地をおく地方銀行、また、最近ではネット銀行に照会するケースも多くなっています。

全店照会の申出件数の増加に伴い、照会申出書の記載不備等を理由として調査室から補正依頼（照会申出書の差し替え）をする件数も増えています。全店照会の照会申出書の記載方法は、会員サイト>弁護士会照会>事例一覧【149】等で紹介していますが、本記事では、全店照会の照会申出書を審査する際、申出会員の先生に補正をお願いすることが多い事項を説明します。

1 受任事件

照会申出書1枚目「1受任事件」「(2)事件名」は、照会申出書提出時点で受任している事件を記載する必要がありますので、債務名義上の事件名等を記載するのではなく、「**債権差押命令申立事件（準備中）**」と記載してください。

2 照会先

照会申出書1枚目「2照会先」の住所等は、照会先となる金融機関の本店所在地となることが多いですが、照会先によっては23条照会受付窓口を外部委託先等としていることがありますので、**事前に照会先に確認**してください。なお、3大メガバンクとゆうちょ銀行については、住所等の情報を会員サイトに掲載していますので、申出の際には必ずご確認ください。

3 照会事項

(1)「預金」「支店」と「貯金」「事務センター」の 区別

照会先が銀行である場合には「預金」の有無、口座がある場合には支店名、口座科目、回答日現在の残高を照会しますが、**ゆうちょ銀行の場合には「預金」「支店名」に代えて「貯金」「貯金事務センター名」として**ください。

(2) 相手方の特定

相手方を特定するために、**相手方の氏名・会社名（フリガナ）、住所、相手方が個人である場合には生年月日を記載**してください。照会先がフリガナで対象者名義の口座情報を照会することが多いため、**相手方の氏名・会社名がカタカナであっても、必ずフリガナを記載**してください。株式会社や合同会社など会社の種類についてもフリガナを記載してください。

相手方が法人であり、債務名義上の商号・住所以外の商号・住所を含めて照会する場合には、履歴事項証明書の写しなど当該商号・住所と債務名

義上の商号・住所の繋がりを示す資料を添付してください。

相手方が個人である場合、債務名義上の住所以外の住所を含めて照会する際には添付資料は必須としておりませんが、旧姓など債務名義上の氏名以外の氏名を含めて照会する場合には、戸籍謄本の写しなど当該氏名と債務名義上の氏名の繋がりを示す資料を添付してください。

(3) 取引履歴

相手方名義の口座がある場合に当該口座の取引履歴を照会するケースも増えてきています。取引履歴を照会する場合には、**照会事項で開示を求める取引履歴の対象期間を記載するとともに、照会理由で当該期間の取引履歴を求める必要性・相当性に関する事情を記載**してください。給与や定期的な入金状況を確認して当該給与債権等の差押えを予定しているといった理由であれば、対象期間は1年以内に設定するようにして、1年を超える対象期間を設定する場合には当該期間の取引履歴の開示を求める積極的な事情を照会理由に記載してください。

4 照会理由

依頼者が相手方に対して債務名義を有していること及び強制執行のための財産調査であることを記載してください。

債務名義が判決である場合、三菱UFJ銀行や西京信用金庫など一部の金融機関を除いては判決が確定していることまでは要しませんが、**三菱UFJ銀行や西京信用金庫については判決確定が必須**となりますので、照会理由に判決が確定していることを記載し、判決確定証明書を添付してください。

5 添付書類

判決書など債務名義の写しを添付してください。**債務名義上に申出会員の氏名が代理人として記載されていない場合には、別途、受任事件の委**

任状の写しを添付してください。委任状において、委任内容を23条照会とされていることもありますが、23条照会が受任事件を前提としており、23条照会のみを受任することはできませんので、委任状の委任内容は債権差押命令申立事件としてください。

協定に基づく照会先である三井住友銀行、みずほ銀行・みずほ信託銀行、そして以下に紹介するりそな銀行・埼玉りそな銀行については、判決書等の債務名義に、正写文言（「原本に相違なし。」）、日付、申出会員氏名を記載し、職印を押印してください。また、関係者のプライバシー保護の観点から、債務名義上の記載を一部マスキング処理したものを提出されるケースもありますが、この場合には正写文言（「原本に相違なし。」）を記載しないでください。

6 協定書式

三井住友銀行、みずほ銀行・みずほ信託銀行については、協定に基づく全店照会用の書式があります（会員サイト>弁護士会照会>関連資料）。これらの銀行については、書式の記載ぶりを変更せず（例：「債務者」の記載を「債務者ら」等と変更しない。照会事項に取引履歴の開示を追記しない。）、所定の事項を記載して提出してください。

また、**三井住友銀行の照会申出書書式について**、他行宛ての全店照会でも利用されることがありますが、同書式には「（×執行認諾公正証書 不可）」や別紙「調査対象者に関する情報」1枚につき手数料2200円といった同行特有の記載がありますので、**他行宛ての全店照会で流用しない**ようにしてください。

また、本年から**りそな銀行・埼玉りそな銀行に対する全店照会が可能**となりました。りそな銀行に対する全店照会も専用書式がありますので、照会申出前に必ず会員サイトを確認してください。

